入　札　説　明　書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）の規定に基づき作成したものであり、本件委託業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　入札に付する事項

（１）件名

愛媛県特別支援教育就学奨励費システム構築及び導入業務委託

（２）委託業務の内容等

仕様書のとおり。

（３）委託期間

契約締結の日から令和９年３月31日まで

２　入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和８～10年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項すべてに該当するもの。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う参加資格停止の期間中にない者であること。

（３）納入等を誠実・円滑に実施できる者であること。

３　入札参加資格の確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

（１）必要書類

ア　入札参加資格確認申請書

イ　入札（契約）保証金免除申請書及び添付書類

※　イは、入札（契約）保証金の免除を希望する場合に提出を要する。

※　添付書類として国、地方公共団体等と同種類の契約を締結したことが確認できる契約書の写し（過去２年程度の案件を２件以上）

（２）提出先

愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課 教育振興係

〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２

電話　089-912-2965

（３）提出方法

持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）によること。

（４）受領期限

令和８年 11 月 30 日（月）午後３時 00 分まで

（５）郵送等による提出の取扱い

郵送等により必要書類を提出する場合は、受領期限までに（２）に掲げる場所に必着のこと。

４　仕様書等に係る照会

仕様書等に疑義がある場合は、次に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（１）照会先

３(２)に同じ。

５　入札及び開札

（１）入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧の上、入札しなければならない。

（２）入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

（３）入札書の提出先等は、次のとおりとする。

ア　提出先及び提出方法

３(２)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ　受領期限

令和８年12月７日（月）午前９時59分まで

ウ　郵送等による入札の取扱い

郵送等による入札の場合、入札書は、受領期限までに、アに掲げる場所に必着のこと。

エ　開札の日時及び場所

日時　令和８年12月７日（月）午前10時00分

場所　愛媛県庁第二別館10階 1010会議室

（４）入札参加者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア　件名

イ　入札金額

ウ　入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ　代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

（５）入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

（６）入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

（７）入札書は、直接提出する場合には、封入の上、提出すること。郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮に氏名を朱書し、外封筒の封皮

には「何月何日開札［件名］に係る入札書在中」と朱書しなければならない。

（８）入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

（９）入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(10) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。この場合において、入札執行者は、入札参加者及びその代理人の損害に対する責を負わないものとする。

(11) 入札金額は、委託業務に係る一切の諸経費を含めて見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって、落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(12) 入札参加者又はその代理人は、契約条件を契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

(13) 入札公告等により入札参加資格確認申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は、落札決定の対象としない。

(14) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が、開札に立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(15) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（14）の立会職員以外の者は入場することができない。

(16) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。

(17) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に本件調達に係る入札についての入札参加資格確認通知書又はその写しを提示することとし、代理人にあっては、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。

(18) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札執行の完了に至るまでは、入札会場を退場することはできない。

(19) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

(20) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札参加者の代理人となることはできない。

(21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人の全

てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

(22) ３回の入札をするも更に落札者がないときは、入札辞退者を除く希望者から、原則として２回を限度として、見積書を徴する。

(23) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。

また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合せには参加できないものとする。

6　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札に際しては、入札見積金額の 100 分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。

また、入札（契約）保証金免除申請書を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札(契約)保証金について」参照)

（２）契約保証金

契約の相手方は、契約の際に契約金額の 10 分の１（円未満切上）以上の契約保証金（現金）を納付しなければならない。

ただし、入札（契約）保証金免除申請書を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札(契約)保証金について」参照)

7　無効の入札書

次の各号に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立てができないものとする。

（１）公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書

（２）件名及び入札金額のない入札書

（３）本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書

（４）代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）

（５）件名等の名称に重大な誤りのある入札書

（６）入札金額の記載が不明瞭な入札書

（７）入札金額の記載を訂正した入札書

（８）納付した入札保証金の額が、入札者が見積もる入札金額×110/100 の金額の 100 分の５に達しない場合の当該入札書

（９）入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書

(10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額が記載された入札書

(12) その他、会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

8　落札者の決定

（1）有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格でもって入札を行った者のうち、最低の価格で申込みをした者を契約の相手方とする。

（2）落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。

（3）落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。

（4）落札者が、指定の期日までに契約書の取り交しをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

9　契約書の作成

（1）競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。

（2）契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

10　契約条項

契約書（案）とおり。

11　その他の事項

（1）入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件委託業務に関して要した費用については、全て当該者が、負担するものとする。

（2）入札参加者又はその代理人は、入札公告日から開札日までの間に、事務の手続き上知り得た各種情報を、開札日以降も外部に漏らしてはならない。